

三田市議会議員定数条例新旧対照表

現行	改正案
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により、本市議会議員の定数は、 <u>24 人</u> とする。	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により、本市議会議員の定数は、 <u>22 人</u> とする。

三田市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 1 条 省略 (常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>企画総務常任委員会 8 人 企画財政部、総務部、会計課、債権管理課、市民病院、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p><u>生活文教常任委員会 8 人</u> まちづくり部、健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項</p> <p><u>都市環境常任委員会 8 人</u> 経済環境部、都市整備部、消防本部(消防署の所管に関する事項を含む。)及び上下水道部の所管に関する事項</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第 1 条 省略 (常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>企画総務常任委員会 8 人 企画財政部、総務部、会計課、債権管理課、市民病院、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p><u>生活文教常任委員会 7 人</u> まちづくり部、健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項</p> <p><u>都市環境常任委員会 7 人</u> 経済環境部、都市整備部、消防本部(消防署の所管に関する事項を含む。)及び上下水道部の所管に関する事項</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>